



## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年5月6日

長野県知事 田中康夫

### 1 入札に付する事項

#### (1) 調達をする物品等及び数量

フォークリフト 2台

#### (2) 物品等の特質

入札説明書による。

#### (3) 納入期限

平成15年6月13日

#### (4) 納入場所

佐久家畜保健衛生所及び松本家畜保健衛生所

#### (5) 入札方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 調達物品等に関し、アフターサービス、メンテナンス(保守管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026(235)7079

### 4 入札手続等

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含む。)

ア 日時 平成15年5月19日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2(県庁専用郵便番号380-8570)

長野県総務部管財課

#### (3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年5月20日 午後3時

イ 場所 長野県庁本館入札室

#### (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

#### (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りではない。

#### (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。

#### (7) 契約書作成の要否

要する。

#### (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

### 5 その他

詳細は入札説明書による。

管財課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年5月6日

長野県知事 田中康夫

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イルフプラザ

岡谷市中央町1-5

### 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

岡谷市

岡谷市幸町8-1

(仮)小口元五郎商店

岡谷市天竜町3-6-15

(仮)美やま

岡谷市中央町1-11-7

宮坂勝彦

岡谷市本町3-20-17

小池範明

岡谷市長地2866-3

(仮)ハマ時計店

岡谷市中央町1-11-1

北原幹生

岡谷市山手町2-4-27

(簡)コバヤシ

岡谷市中央町1-11-1

(簡)こまくさ

岡谷市川岸上2-4-52

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 11,111㎡

(変更後) 5,814㎡

4 変更する年月日

平成15年3月21日

5 届出年月日

平成15年3月20日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年5月6日から平成15年9月8日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課

産業振興課

土地改良課

公告

平成15年4月25日、長野県中信平右岸土地改良区の定款変更を認可しました。

平成15年5月6日

長野県知事 田中康夫

土地改良課

公告

飯山国営土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成15年5月6日

長野県北信地方事務所長 松尾仁雄

理事

新任

氏名 住所

沼田敏衛 飯山市大字一山1950番地3

藤巻正 飯山市大字一山3207番地2

小田切豊司 飯山市大字照岡315番地

野口俊明 飯山市大字豊田6439番地3

藤沢正美 飯山市大字常盤5665番地1

木内正勝 飯山市大字常盤6078番地

重任

氏名 住所

江口巖成 飯山市大字一山1350番地

吉越菊雄 飯山市大字瑞穂3569番地

水野藤男 飯山市大字豊田6382番地

月岡正博

飯山市大字照岡1856番地

退任

氏名 住所

藤巻貞義 飯山市大字一山3420番地1

木内順一 飯山市大字常盤5448番地1

沼田浩徳 飯山市大字一山2455番地

小坂則雄 飯山市大字常盤3648番地

小山邦武 飯山市大字照岡2689番地1

監事

新任

氏名 住所

野口文明 下高井郡山ノ内町大字平穩4941番地27

重任

氏名 住所

市村篤二 飯山市大字一山3063番地

退任

氏名 住所

井出澄男 飯山市大字常盤4294番地イ

公告

東筑摩郡黒川堰土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成15年5月6日

長野県松本地方事務所長 高見沢賢司

理事

新任

氏名 住所

村上昭秀 東筑摩郡山形村6268番地

波多腰高 東筑摩郡波田町6192番地

大月正次 東筑摩郡波田町5860番地2

清原啓市 東筑摩郡山形村5063番地

重任

氏名 住所

上條榮 東筑摩郡山形村6592番地2

藤沢功 東筑摩郡波田町4861番地1

退任

氏名 住所

古川敏夫 東筑摩郡山形村5130番地

百瀬芳和 東筑摩郡山形村6707番地

古畑一 東筑摩郡波田町6555番地

丸山籍康 東筑摩郡波田町6679番地3

監事

新任

氏名 住所

小林富士男 東筑摩郡波田町4683番地1

百瀬朝幸 東筑摩郡山形村5100番地

退任

氏名 住所

塩原敬一郎 東筑摩郡波田町5261番地

清原啓市 東筑摩郡山形村5063番地

土地改良課

公告

長野県小県郡依田川沿岸土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成15年5月6日

長野県上小地方事務所長 井本久夫

理事

新任

| 氏名    | 住所                |
|-------|-------------------|
| 大森 森夫 | 小県郡丸子町大字長瀬905番地   |
| 高木 頼母 | 小県郡丸子町大字塩川1798番地  |
| 滝澤 達雄 | 小県郡丸子町大字塩川1104番地  |
| 杉原 明  | 小県郡丸子町大字御嶽堂154番地  |
| 田村 周  | 小県郡丸子町大字御嶽堂1451番地 |
| 関 善勝  | 小県郡丸子町大字生田4970番地  |
| 田中 晃美 | 上田市大字古安曾1127番地    |
| 平田 満明 | 上田市大字下之郷192番地     |

重任

| 氏名     | 住所                |
|--------|-------------------|
| 横山 継雄  | 小県郡丸子町大字腰越576番地1  |
| 宮坂 壽美男 | 小県郡丸子町大字上丸子169番地2 |
| 小島 捷一郎 | 小県郡丸子町大字中丸子1149番地 |
| 依田 安雄  | 小県郡丸子町大字下丸子609番地  |
| 大森 克   | 小県郡丸子町大字長瀬3039番地  |
| 中村 次郎  | 小県郡丸子町大字長瀬2624番地  |
| 平林 義雄  | 小県郡丸子町大字長瀬3522番地2 |
| 櫻井 一二三 | 小県郡丸子町大字塩川3028番地  |
| 中澤 準   | 小県郡丸子町大字塩川3345番地  |
| 辰野 純一  | 小県郡丸子町大字生田4173番地  |
| 坂田 章   | 上田市大字古安曾3986番地    |
| 岩井 邦   | 上田市大字富士山1787番地    |

退任

| 氏名     | 住所                |
|--------|-------------------|
| 小相沢 武人 | 小県郡丸子町大字長瀬914番地   |
| 藤森 恒雄  | 小県郡丸子町大字塩川1874番地  |
| 吉池 藤夫  | 小県郡丸子町大字塩川843番地   |
| 掛川 和   | 小県郡丸子町大字御嶽堂465番地  |
| 田村 吉郎  | 小県郡丸子町大字御嶽堂1415番地 |
| 竹花 文四郎 | 小県郡丸子町大字生田3739番地3 |
| 関 幹雄   | 上田市大字古安曾996番地     |
| 宮入 文三  | 上田市大字下之郷725番地1    |

土地改良課

公告

佐久市における県営瀬戸原地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成15年5月6日

長野県知事 田中康夫

- 縦覧に供する書類  
県営瀬戸原地区土地改良事業換地計画書の写し
- 縦覧の期間  
平成15年5月7日から6月3日まで
- 縦覧の場所  
佐久市役所

農村整備課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により、次のとおり建築協定を認可しました。

平成15年5月6日

長野県諏訪地方事務所長 牧野内 生 義

- 認可申請者 岡谷市幸町8番地1  
岡谷市長 林 新一郎
- 建築協定の名称 岡谷市南宮二丁目団地建築協定
- 建築協定区域 岡谷市南宮二丁目9648番地24 他23筆  
面積 4,481.65㎡

建築管理課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により、次のとおり建築協定を認可しました。

平成15年5月6日

長野県上伊那地方事務所長 鈴木良知

- 認可申請者 伊那市大字西春近3005番地  
南建株式会社 代表取締役 小澤 仁
- 建築協定の名称 SEASON「南原」建築協定
- 建築協定区域 上伊那郡南箕輪村8306番地1886 他24筆  
面積 7,909.84㎡

建築管理課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第74条第2項において準用する同法第73条第1項の規定により、次のとおり建築協定の変更を認可しました。

平成15年5月6日

長野県諏訪地方事務所長 牧野内 生 義

- 認可申請者 諏訪郡富士見町富士見2557番地32  
富ヶ丘区長 小松 修
- 建築協定の名称 富ヶ丘団地建築協定
- 建築協定地域地名地番 諏訪郡富士見町富士見2557番地4 他61筆
- 変更認可日 平成15年3月28日

建築管理課

公告

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第38条第1項の規定により、伊那市駅前第2-A地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を次のとおり認可しました。

平成15年5月6日

長野県知事 田中康夫

- 1 事務所の所在地  
(変更前)伊那市大字伊那部3050番地  
(変更後)伊那市大字伊那3388番地2
- 2 設立認可の年月日  
平成13年3月14日
- 3 事業施行期間  
(変更前)平成13年3月14日から平成15年5月31日まで  
(変更後)平成13年3月14日から平成16年8月31日まで
- 4 施行地区  
(変更前)伊那市大字伊那字堂地田3460-3、3460-4、3460-11、3460-12、3460-13、3460-14、3460-15、3460-17、3460-22、3460-23、3460-25、3460-26、3460-27及び3460-28、字岩瀬下3461-6、字カニ原3482-1、3482-4及び3482-5、字腰巻3489-2、3489-17、3489-19及び3489-20、字勘三田3490-1、3490-2、3490-3、3490-4及び

3490-5、字コシマキ3491-2、3491-3、3491-4の一部、3491-5の一部、3491-8、3491-9及び3491-10並びに字青木田3499-5の一部、3499-6、3500-1、3500-2の一部、3500-3、3500-4の一部、3500-5、3500-6、3500-7の一部、3500-8、3500-9及び3500-10

(変更後)伊那市大字伊那3460-3、3460-4、3460-11、3460-12、3460-13、3460-14、3460-15、3460-17、3460-22、3460-23、3460-25、3460-26、3460-27、3460-28、3461-6、3482-1、3482-4、3482-5、3489-2、3489-17、3489-19、3489-20、3490-1、3490-2、3490-3、3490-4、3490-5、3491-2、3491-3、3491-8、3491-9、3491-10、3491-11、3491-12、3499-6、3499-14、3500-1、3500-3、3500-5、3500-6、3500-8、3500-9、3500-10、3500-12、3500-13及び3500-14

- 5 定款及び事業計画変更の認可の年月日  
平成15年4月23日

建築管理課

公告

平成16年度長野県小学校、中学校及び盲・ろう・養護学校教員並びに長野県立高等学校教員の選考を次のとおり行います。  
平成15年5月6日

長野県教育委員会教育長 瀬良和征

- 1 採用予定の教員の種別、教科等

| 学 校 種                   | 教 員 の 種 別                    | 教 科  | 採用予定者数 |
|-------------------------|------------------------------|--|--------|
| 小学校<br>中学校<br>盲・ろう・養護学校 | 小学校教諭(盲・ろう・養護学校の教諭を含む。以下同じ。) |  | 約130人  |
|                         | 中学校教諭(盲・ろう・養護学校の教諭を含む。以下同じ。) | 国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健体育 技術 家庭 英語                        | 約 90人  |
|                         | 養護教諭                         |  | 若干人    |
| 高等学校                    | 高等学校教諭                       | 国語 地理歴史 公民 数学 理科 保健体育 芸術(音楽 美術)<br>外国語(英語) 家庭 農業 工業 商業 | 約 50人  |
|                         | 養護教諭                         |  | 若干人    |

- (注) 1 高等学校教諭の教科の欄中( )内は、主たる専攻区分を示します。  
2 採用予定者数は、現時点で目安であり、変更することがあります。

- 2 申込資格

次のいずれにも該当する者

- (1) 昭和19年4月2日以降に生まれた者
- (2) 希望する教科若しくは職の普通免許状を有する者又は平成16年3月31日までに取得見込みの者
- (3) 養護教諭については、平成16年の春までに行われる国家試験により、保健師免許を取得する見込みの者で、平成16年3月31日までに、養護助教諭免許状(臨時免許状)取得の要件を満たすものを含みます。
- (4) 次のいずれかに該当する者は、選考を受けることができません。
  - ア 成年被後見人又は被保佐人
  - イ 禁錮以上の刑に処せられた者
  - ウ 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第10条第1項第2号に該当し、同項の規定により免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

エ 教育職員免許法第11条第1項又は第2項の規定により、免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者  
 オ 日本国憲法施行の日(昭和22年5月3日)以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 選考区分

(1) 一般選考

- ア 受験者の条件 なし
- イ 採用の割合 採用予定者の6割から8割程度

(2) 社会人を対象とした選考

- ア 受験者の条件 講師、民間企業、青年海外協力隊、NPO等の勤務等の経験が平成16年3月31日現在で3年以上ある者
- イ 採用の割合 採用予定者の2割から4割程度

(3) 身体に障害のある者(身体障害者手帳(1級から6級まで)の交付を受けているもの)を対象とした選考

- ア 一般選考
  - (ア) 受験者の条件 自力通勤及び介助なしで職務の遂行が可能な者
  - (イ) 採用の割合 若干人
- イ 社会人を対象とした選考
  - (ア) 受験者の条件 自力通勤及び介助なしで職務の遂行が可能な者で、講師、民間企業、青年海外協力隊、NPO等の勤務等の経験が平成16年3月31日現在で3年以上あるもの
  - (イ) 採用の割合 若干人

4 申込書類の受付期間、手続き等

(1) 受付期間

平成15年5月19日(月)から5月30日(金)まで(受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで)とします。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。なお、郵送による場合は、5月30日までの消印のあるものに限り受け付けます。

(2) 提出先

| 学 校 種                   | 提 出 先  |
|-------------------------|--|
| 小学校<br>中学校<br>盲・ろう・養護学校 | 郵便番号 380-8570(住所記載不要)<br>長野県教育委員会事務局義務教育課<br>電 話 026-235-7426(直通)<br>所 在 地 長野市大字南長野字幅下692番地2 |
| 高等学校                    | 郵便番号 380-8570(住所記載不要)<br>長野県教育委員会事務局高校教育課<br>電 話 026-235-7430(直通)<br>所 在 地 長野市大字南長野字幅下692番地2 |

(注) 封筒の表に「小学校採用選考申込書在中」、「中学校(教科名)採用選考申込書在中」、「養護教諭採用選考申込書在中」、「高等学校(教科名)採用選考申込書在中」等と朱書きしてください。

(3) 受験票の返送

申込み時に提出された受験票は、6月23日(月)以降に郵送します。6月30日(月)までに受験票が到着しない場合は、提出先に問い合わせてください。

5 申込書類

- (1) 教員採用選考申込書(長野県教育委員会が交付するもの)
- (2) 教員免許状の写し又はこの授与証明書若しくは取得見込み証明書
- (3) 最終学校(大学院在籍者又は修了者は、大学院及び大学学部)における学業成績証明書
- (4) 自己ピーアール文(長野県教育委員会が交付するものに自筆で記入すること。)
- (5) 受験票(長野県教育委員会が交付するものに氏名を明記し、50円切手をはること。)
- (6) 返信用の封筒(長形3号(縦23.5センチメートル×横12.0センチメートルの大きさ)のものを用い、申込者のあて先及び氏名を明記し、90円切手をはったもの)
- (7) 電算入力票(長野県教育委員会が交付するもの)。ただし、小学校、中学校及び盲・ろう・養護学校志願者に限る。
- (8) 履歴等を詳しく記した履歴書(形式は特定しない)。ただし、社会人を対象とした選考の志願者に限る。
- (9) 健康診断書(一次選考合格者に限る。様式等については、一次選考合格者に通知する。)

6 選考

(1) 選考の基準

人物重視の選考とし、評価の主な観点は、次のとおりです。

- ア 教育に対する情熱や使命感をもっていること。
- イ 自立した社会人として豊かな人間性と広い視野をもっていること。

- ウ 幅広い教養と教科の専門的な知識・技術をもっていること。
- エ 創造性、積極性及び行動力をもっていること。
- オ 将来性をもっていること。

(2) 内容及び方法

| 学校種               | 選考順序 | 期 日                                       | 会 場                         | 対象者       | 選考内容及び方法   | 備 考                          |
|-------------------|------|---|-----------------------------|-----------|--|------------------------------|
| 小学校、中学校、盲・ろう・養護学校 | 一次選考 | 平成15年<br>7月12日(土)<br>7月13日(日)             | 長野市立東部中学校<br>長野市立櫻ヶ岡中学校     | 志願者全員     | ○書類審査<br>○筆記試験<br>・一般教養<br>(教職に関するものを含む)<br>・専門教科<br>(小学校教諭志願者は全教科)<br>・小論文<br>○面接(集団)   | 時間等については6月23日以降、受験票により通知します。 |
|                   | 二次選考 | 平成15年<br>8月25日(月)から<br>8月29日(金)までの<br>指定日 | 長野県短期大学                     | 一次選考合格者全員 | ○書類審査<br>○適性検査<br>○面接(個人)<br>○実 技<br>・音楽<br>(小学校教諭志願者及び中学校教諭志願者のうち音楽志願者に限る。)<br>・体育<br>(小学校教諭志願者及び中学校教諭志願者のうち保健体育志願者に限る。)                | 受験要領等は別途該当者に通知します。           |
| 高等学校              | 一次選考 | 平成15年<br>7月13日(日)<br>7月14日(月)             | 長野県長野商業高等学校<br>長野県勤労者福祉センター | 志願者全員     | ○書類審査<br>○筆記試験<br>・一般教養<br>(教職に関するものを含む)<br>・専門教科<br>(地理歴史、公民、理科、職業に関する教科等は、全科目にわたる。)<br>・小論文<br>○実 技<br>(保健体育、芸術、家庭の志願者に限る。)<br>○面接(集団) | 時間等については6月23日以降、受験票により通知します。 |
|                   | 二次選考 | 平成15年<br>8月22日(金)から<br>8月29日(金)までの<br>指定日 | 長野県勤労者福祉センター                | 一次選考合格者全員 | ○書類審査<br>○適性検査<br>○面接(個人)  | 受験要領等は別途該当者に通知します。           |

- (注) 1 一次選考における筆記試験のうち、選考区分が社会人を対象とした選考である者に対するものは、一般教養を免除します。  
2 二次選考における面接のうち、選考区分が社会人を対象とした選考である者に対するものは、複数回実施します。

7 選考の結果

第一次選考の結果は、8月上旬に通知します。

8 採用について

- (1) 長野県教育委員会が採用します。小学校及び中学校教員については、採用候補者の中から学校の希望条件に適合する者を市町村教育委員会(市町村学校組合教育委員会を含む。)に推薦し、当該市町村教育委員会の内中をもって採用します。また、盲・ろう・養護学校及び高等学校教員については、採用候補者の中から学校の希望条件に適合する者を採用します。
- (2) 日本国籍を有しない者にあつては、任用の期限を付さない常勤講師とします。
- (3) 採用に係る手続き、日程等については、該当者に別途通知します。

9 その他

- (1) 「小学校、中学校及び盲・ろう・養護学校教員の選考」と「高等学校教員の選考」の双方を受験することはできません。
- (2) 「一般選考」と「社会人を対象とした選考」の双方を受験することはできません。
- (3) 「身体に障害のある人を対象とした選考」で受験する方は、「一般選考」又は「社会人を対象とした選考」のどちらかを選択してください。
- (4) 受験上配慮すべき身体上の障害がある場合は、選考申込書の所定欄に記入してください。
- (5) 選考要項、選考申込書、自己ピーアール文、受験票及び電算入力票の用紙は、4の(2)の提出先の課、各教育事務所、諏訪、木曾、北安曇及び北信の各地方事務所並びに東京事務所で交付します。郵便により請求する場合は、封筒の表に「教員採用選考申込用紙請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の返信用の封筒角型2号(縦33.2センチメートル×横24.0センチメートルの大きさ)を必ず同封の上、提出先の課あてに申し込んでください。

なお、小学校、中学校及び盲・ろう・養護学校教員と高等学校の両方の申込書を希望する場合は、それぞれ別に請求してください。

- (6) 採用選考の結果については、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第13条第1項ただし書の規定により、口頭で開示を請求することができます。
- ア 開示請求することができる選考結果
- （ア）一次選考結果 不合格者に係る総合評価並びに面接（集団）、一般教養、専門教科及び小論文の段階別評価
  - （イ）二次選考結果 合否及び総合評価
- イ 開示する期間 選考結果通知日から1年間
- ウ 開示を行う場所 長野県教育委員会事務局義務教育課及び高校教育課（長野県庁8階）
- エ 必要書類 運転免許証、学生証等本人であることを証明できるものを持参すること。
- (7) 提出された書類は、一切返却しません。

義務教育課  
高校教育課